



WAKABA

警備業務新任教育

基本教育

警備業その他警備業務の適正な
実施に関する必要な法令に関すること

警備員指導教育責任者

小川 逸朗

警備員指導教育者

横地 幸成

1 警備員として必要な法令

違法阻却事由

犯罪とは「構成要件に該当する違法で有責な行為」、つまり、構成要件該当性、違法性、有責性という要件を備えた行為である。

違法阻却事由とは、「違法でなくなる特別な事情」をいう。

正当防衛や緊急避難がこれにあたる。

2 警備員として必要な法令

① 正当防衛 刑法36条

急迫不正の侵害に対して、自己または他人の権利を
防衛するため、やむを得ずに行った行為を正当防衛とい
う。

しかし、防衛の程度を超えた行為は過剰防衛として
罰せられる。

株式会社WAKABA 警備教養資料

2 警備員に必要な法令

① 正当防衛の要件

ア 他人より急迫した不正な利益侵害が行われる
「不正」対「正」 (人の行為で有る事)

今現在、その侵害が急迫なものであって、将来または過去の場合は、正当防衛は認められない。

例えば、物を盗まれてしまった後で、これを取り返すことは「自救行為」であって、正当防衛には当たらない。

2 警備員に必要な法令

① 正当防衛の要件

イ 不正な侵害行為を排除して、自己または他人の権利を防衛

正当防衛や緊急避難に対して、正当防衛は認められていない。

例（犯人が拳銃を通行人に向けて発射しようとしている場合は、警察官が拳銃で犯人を撃った場合）

2 警備員に必要な法令

① 正当防衛の要件

ウ 防衛行為が、やむを得ずにしたこと

侵害排除のために必要な程度を超えないことが重要である。程度を超えた場合は過剰防衛となり、その行為は違法となるが、状況によっては刑が減輕されることもある。

例、素手で殴ってきた犯人に拳銃で応戦した場合など

2 警備員に必要な法令

② 緊急避難 刑法37条

自己または他人の生命・身体・自由・財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずした行為を緊急避難という。

正当防衛に比べて要件が厳格となっている。

避難の方法がほかにある・避難から生じる害が防ごうとする害の程度を超えている・業務上特別な義務のある者は、緊急避難を認められない。

2 警備員に必要な法令

② 緊急避難の要件

ア 現在の危難がある 「不正」対「正」または「正」対「正」

自己または他人の生命・身体・自由・財産に、危険が切迫している状況で、正当防衛の要件と異なるのは、その危険が人によるものだけでなく自然災害でも認められることである。

例 狂犬が通行人に襲いかかってきたので、通行人を突き飛ばした行為

2 警備員に必要な法令

② 緊急避難の要件

イ 現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為

正当防衛と同様に、現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為であるが、避難の方法がほかにあれば、その方法をとらなければ認められない。

また、正当防衛と同様に程度を超えた場合は過剰避難となり、状況によっては刑が減輕されることもある。

2 警備員に必要な法令

② 緊急避難の要件

ウ 業務上特別な義務のある者は、緊急避難を認められない

例えば、避難誘導を行うべき者が真っ先に逃げて他人に怪我をさせてしまった場合等がこれに当たる。

よって、やるべきことをやらない限り、適用されない。

例 船長が乗員や客よりも先に脱出する行為など

2 警備員に必要な法令

③ その他

ア 法令行為

法令により、権利として行える行為または義務

例 現行犯逮捕（誰でも現行犯人逮捕は出来る）

死刑執行人

イ 正当業務行為

法令の根拠はないが、社会通念上正当な業務

例 医者による手術 ボクシングなどのスポーツ

2 警備員に必要な法令

現行犯逮捕

① 逮捕の種類

逮捕には、通常逮捕・緊急逮捕・現行犯逮捕の3種類がある。

- ア 通常逮捕...あらかじめ逮捕令状を準備して行う
- イ 緊急逮捕...逮捕後に逮捕令状を請求することを条件に行う
- ウ 現行犯逮捕...犯罪を行っている、あるいは行った直後の犯人を逮捕する

アとイについては、検察官・検察事務官・司法警察職員しか行えない。

ウについては、誰でも可能である。

2 警備員に必要な法令

② 現行犯人の意義

現行犯人とは、現在犯行を行っているあるいは行った直後の者をいう。

これから犯罪を行おうとしている未遂については、現行犯人として扱わない。

単なる不審者も同様である。

株式会社 WAKABA 警備教養資料

2 警備員に必要な法令

③ 準現行犯人

以下のどれかが該当し、罪を行い終わってがら問がない場合は、現行犯人として扱うことができる。

総称して、準現行犯人と呼ぶ。

ア 犯人として追呼されているとき (泥棒、泥棒などと)

イ 犯行に使用した凶器等を所持している (ボールやハンマーも)

ウ 身体や衣服に犯行の証跡があるとき (血などが付着)

エ 誰何されて逃走するとき (ドロボー捕まえて等の時など)

2 警備員に必要な法令

個別に説明すると

ア 犯人として追呼されているとき

単に追われて逃げているだけでなく、犯人として追跡されていると認められる事情が必要である。

その場の状況から、このような事情が認められれば、無言で追跡した場合でも、「どろぼう」と叫ぶだけで自ら追跡せずに立っているだけである場合でもよい。

2 警備員に必要な法令

イ 犯行に使用した凶器等を所持している

今し方届出のあった窃盗事件の凶器を持っていたり、血だらけの短刀を持っているような場合が多い事例である。

ウ 身体や衣服に犯行の証跡があるとき

身体や衣服に生々しい血痕が付着していたり、追手と格闘した際に負った傷があるなど、身体や衣服に犯行の証跡がある場合をいう。

2 警備員に必要な法令

工 誰何されて逃走するとき

拳動不審者が警察官や一般私人から「たれか、どこへ行くのか」と質問されながら、返答もせず突然逃げ出した場合をいう。

※ 「罪を行い終わってから間がない」とは、状況により変わり、裁判を参考にすると数時間以内

株式会社 WAKABA 警備員教育資料

2 警備員に必要な法令

④ 現行犯逮捕を行う上での注意点

A 追走中、犯人が他人の家に逃げ込んだ場合

犯人が他人の家に逃げ込んでしまっても、後を追って入ってはいけない。

そのまま入ると、住居侵入罪が適用される。

株式会社WAKABBA 警備教育資料

2 警備員に必要な法令

④ 現行犯逮捕を行う上での注意点

B 実力行使

現行犯逮捕を行う際に暴行を加えると、傷害罪が適用されることがある。

裁判などでは、ある程度の実力行使を許してはいるが、犯人が暴力を振るわない限りは、手を出さないのが無難である。

株式会社WAKABA 警備教養資料

2 警備員に必要な法令

④ 現行犯逮捕を行う上での注意点

C 警察官への引渡し

現行犯逮捕した時は、正当な理由がなく直ちに警察へ引渡しをしなければ、監禁罪が適用される。

ほかに、取調べなどを行うことも禁止されている。

※ 漂流物については、遺失物として扱わない

2 警備員に必要な法令

遺失物法

① 遺失物

遺失物...落とし物や忘れ物

例 お金・時計・ライター・カバン・コート

準遺失物

ア 誤って占有した物件

イ 他人の置き去り物件

ウ 逸走の家畜

以上3点は遺失物法が適用され、準遺失物と呼ばれる。

株式会社WAKABA 警備教養資料

2 警備員に必要な法令

遺失物法

ア 誤って占有した物件

間違えて履いた靴や傘をいう。

遺失物として扱うが、報労金^警保管費は請求できない。

イ 他人の置き去り物件

自分の家等、自分が占有する場所に他人が置き忘れた物をいう。

故意に置いていった物も含まれる。

株式会社NAKABA 警備教養資料

2 警備員に必要な法令

遺失物法

ウ 逸走の家畜

自宅で飼っているペット、営業や実験等のための家畜に適用される。

野良犬等は含まれない。

株式会社WAKABA 警備教養資料

2 警備員に必要な法令

遺失物法

② 関係者

遺失物の関係者には、遺失者・拾得者・占有者・管守者がある。

- ア 遺失者...落とした人
- イ 拾得者...拾った人
- ウ 占有者...拾得場所のオーナー
- エ 管守者...拾得場所の管理人（警備員）

2 警備員に必要な法令

③ 処理手続き

拾得者が拾得した場所によって、処理手続きが異なる。

ア 道路等の場合

速やかに遺失者に返還するか、警察署に届出る。

イ 特定の場所（建物の中等）の場合

拾得者 → (管守者) → 占有者 → 遺失者または警察

という流れで移行することになる。

施設内で勤務中に拾得した場合は、施設占有者が拾得者となる。

2 警備員に必要な法令

③ 処理手続き

ウ 所持を禁じられている物件を拾得した場合
銃砲刀剣類・火薬・爆薬・麻薬・毒物等を拾得した場合は、遺失者が判明していても、警察に届け出なければならない。

※ 警察署による保管期間は、半年から3カ月に変更されている

株式会社WAKABÄ 警備員養成資料

2 警備員に必要な法令

④ 報労金

報労金に関しては、例で説明していく。

- 例 1 道でお金を拾った場合
- | | | |
|-----------|-----|-----------|
| 届出先 | ... | 警察 |
| 報労金請求額 | ... | 5~20%請求可能 |
| 3ヶ月間所有者なし | ... | 全額受け取れる |

株式会社 NAKABA 警備教養資料

2 警備員に必要な法令

④ 報労金

報労金に関しては、例で説明していく。

例 2 特定の場所（建物の中等）でお金を拾った場合

届出先 ... 管守者あるいは占有者

報労金請求額 ... 拾得者と占有者で合わせて5～

20%請求可能

株式会社NAKABA警備教養資料

2 警備員に必要な法令

④ 報労金

- 例3 特定の場所（建物の中等）で
勤務中にお金を拾った場合
- | | | |
|----------|-----|---------------|
| 届出先 | ... | 占有者 |
| 報労金請求額 | ... | 占有者が5~20%請求可能 |
| 3ヶ月所有者なし | ... | 占有者が全額受け取れる |

株式会社NAKABA 警備教養資料

2 警備員に必要な法令

④ 報労金

個人情報関連を拾得した場合

届出先 ... 警察

(特定の場所の場合は、管守者あるいは占有者)

報労金請求額 ... 請求できない

3ヶ月所有者なし ... 破棄する

株式会社NAKABA 警備教養資料